

## 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称(製品名): ケイコーチェック 浸透液 AP-6  
供給者の会社名称: 株式会社 タセト  
住所: 〒251-0014 神奈川県藤沢市宮前 100-1  
担当部門: 化学品技術グループ  
電話番号: 0466-29-5638  
緊急連絡先及び電話番号: 同上  
推奨用途: 浸透探傷試験用 蛍光浸透液  
使用上の制限: 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐ

## 2. 危険有害性の要約

## 化学品のGHS分類

物理化学的危険性:	引火性液体	区分に該当しない
健康有害性:	急性毒性(経口)	区分に該当しない
	急性毒性(経皮)	区分に該当しない
	急性毒性(吸入: 気体)	区分に該当しない(分類対象外)
	急性毒性(吸入: 蒸気)	分類できない
	急性毒性(吸入: 粉じん及びミスト)	分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2A
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1B
	生殖毒性・授乳に対する 又は授乳を介した影響	分類できない
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(神経系) 区分2(血液、眼、呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(神経系) 区分2(血液、眼、呼吸器、肝臓、 副腎)
環境有害性:	誤えん有害性	区分1
	水生環境有害性 短期(急性)	区分1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分2
	オゾン層への有害性	分類できない

## GHSラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

皮膚刺激

強い眼刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

発がんのおそれの疑い

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

神経系の障害

臓器(血液、眼、呼吸器系)の障害のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による神経系の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(血液、眼、呼吸器、肝臓、  
副腎)の障害のおそれ

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

水生生物に非常に強い毒性

長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き:

【安全対策】

使用前に取扱説明書(カタログ等)を入手すること。

全ての安全注意(本SDS等)を読み理解するまで取り扱わないこと。

ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
 取扱い後は手をよく洗うこと。  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。  
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。  
 必要などき以外は、環境への放出を避けること。  
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

**【応急措置】** 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。  
 皮膚に付着した場合：多量の水／石鹼で洗うこと。  
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。  
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。  
 漏出物を回収すること。

**【保管】** 子供の手の届かないところに置くこと。  
 容器を密閉して、涼しく換気の良い場所で保管すること。

**【廃棄】** 内容物／容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って産業廃棄物として処理すること。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別： 混合物  
 成分及び含有量：

化学名（一般名）	濃度（wt%）	CAS No.	官報公示整理番号 （化審法・安衛法）	PRTR法 <sup>1)</sup> 管理番号
蛍光染料	1～5	非公開	非公開	非該当
りん酸トリトリル(TCP)	49	1330-78-5	(3)-2613	460
フタル酸ジ-n-ルマル-ブチル(DBP) <sup>II)</sup>	29	84-74-2	(3)-1303	354
コールタールナフサ <sup>II)</sup>	5～15	64742-94-5	(9)-1691	非該当
1, 2, 4-トリメチルベンゼン <sup>II)</sup>	(0.4)	95-63-6	(3)-7、(3)-3427	(691)
1, 2, 3-トリメチルベンゼン <sup>II)</sup>	(0.57)	526-73-8	(3)-7、(3)-3427	(691)
ナフタレン <sup>II)</sup>	(0.9)	91-20-3	(4)-311	(302)
コールタールナフサ <sup>II)</sup>	5～15	64742-94-5	(9)-1691	非該当
メチルナフタレン <sup>II)</sup>	(2.5)	90-12-0 91-57-6	(4)-80	438
ナフタレン <sup>II)</sup>	(1.0)	91-20-3	(4)-311	302

( )内は、製品中に含有する各成分の濃度

危険有害成分：

I) 化学物質排出把握管理促進法 該当 4成分  
 II) 労働安全衛生法 57条の2 通知対象物質： コールタールナフサ  
 トリメチルベンゼン  
 ナフタレン  
 DBP  
 メチルナフタレン  
 りん酸トリトリル(TCP)

### 4. 応急措置

吸入した場合： 被災者を新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。  
 気分が悪い時は、医師の診察、手当てを受ける。

皮膚に付着した場合： 汚染された衣類を脱ぐ。  
 皮膚を速やかに洗浄する。  
 多量の水と石鹼で洗う。  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受ける。  
 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。

眼に入った場合： 水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続ける。

	直ちに医師の診察、手当てを受ける。 目の刺激が続く場合は、医師の診察、手当てを受ける。 直ちに、医師に連絡する。水でよく口の中を洗浄する。 無理に吐かせてはならない。
飲み込んだ場合:	
急性症状及び遅発性症状 の最も重要な徴候症状:	吸入した場合:めまい、頭痛、吐き気。 皮膚に付着した場合:皮膚の乾燥、発赤。 眼に入った場合:発赤、痛み。 飲み込んだ場合:めまい、頭痛、吐き気。
応急措置をする者の保護に必要な 注意事項:	救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。 火気に注意する。
医師に対する特別な注意事項:	経口摂取した場合、肺まで吸引され、化学物質による肺炎が起こることがある。 適切に治療する。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤:	霧状の強化液、粉末消火剤、炭酸ガス、泡消火剤、乾燥砂 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
使ってはならない消火剤:	棒状注水
火災時の特有の危険有害性:	可燃性液体である。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 加熱により蒸気が空気と爆発性混合気を生成するおそれがある。屋内、屋外又は下水溝で爆発の危険がある。
特有の消火方法:	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火活動を行う者の特別な保護具 及び予防措置:	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置:	直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 漏洩区域には、無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 適切な保護具を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 風上に留まる。 低地から離れる。 密閉された場所は換気する。
環境に対する注意事項:	河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。 環境中に放出してはならない。
封じ込め、浄化の方法及び機材:	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 危険でなければ漏れを止める。 漏出物を取り扱うとき用いる全ての設備は接地する。
二次災害の防止策:	全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。 熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。
局所排気・全体換気:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
安全取扱注意事項:	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

		<p>周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。          容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の取扱いをしてはならない。          接触、吸入又は飲み込まないこと。          ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。          屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。</p>
接触回避:		「10. 安定性及び反応性」を参照
衛生対策:		<p>取り扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。          この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。          濡れた衣類は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。          保護具は保護具点検表により、定期的に点検する。</p>
保管	技術的対策:	<p>保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。          保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。          保管場所の床は、床面に水が浸入、又は浸透しない構造とすること。          保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。          保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。</p>
	安全な保管条件:	<p>熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。          酸化剤から離して保管する。          容器は直射日光や火気を避けること。          容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p>
	安全な容器包装材料:	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度:	10 ppm	ナフタレン
許容濃度(ばく露限界値)		
日本産業衛生学会(2021年版):	5 mg/m <sup>3</sup>	DBP
	25 ppm、120 mg/m <sup>3</sup>	トリメチルベンゼン
ACGIH(2021年版):	TLV-TWA	5 mg/m <sup>3</sup> DBP
	TLV-TWA	25 ppm トリメチルベンゼン
	TLV-TWA	10 ppm ナフタレン
	TLV-TWA	0.5 ppm メチルナフタレン
設備対策:		<p>防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。          静電気放電に対する措置を講ずること。          この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。          室内での取扱いの場合は、発散源の密閉化又は局所排気装置を設置すること。          空気中の濃度を推奨された許容濃度(ばく露限度)以下に保つために、排気用の換気を行うこと。</p>
保護具	呼吸用保護具:	状況に応じ、有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器等を使用すること。
	手の保護具:	適切な保護手袋(不浸透性保護手袋)を着用すること。 「厚生労働省HP 透過試験データ一覧表」参照
	眼、顔面の保護具:	適切な眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)。
	皮膚及び身体の保護具:	保護長靴、耐油性(不浸透性・静電気防止対策用)前掛け、防護服(静電気防止対策用)等の保護具を着用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態、形状、色など:	黄色透明液体
臭い:	石油臭
融点/凝固点:	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲:	初留点:約180°C (コールタールナフサとしての参考値)
可燃性:	可燃性液体
爆発下限界及び爆発上限界 /可燃限界:	データなし
引火点:	>94°C
自然発火点:	データなし

分解温度:	データなし
pH:	データなし
動粘性率:	<10 mm <sup>2</sup> /s (38°C)
溶解度:	水に不溶。アセトンに易溶。
n-オクタノール／水分配係数(log値):	データなし
蒸気圧:	データなし
密度及び／又は相対密度:	1.08
相対ガス密度(空気 = 1):	データなし
粒子特性:	

## 10. 安定性及び反応性

反応性:	通常の取り扱い条件においては安定。
化学的安定性:	通常の取り扱い条件においては安定。
危険有害反応可能性:	酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件:	高温、火災やスパーク等の着火源となるもの。
混触危険物質:	酸化剤(過酸化物、硝酸塩、塩素酸塩、過塩素酸塩等)
危険有害な分解生成物:	加熱分解、燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素等が発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性(経口):	急性毒性推定値(ATEmix) >5,000 mg/kgのため、区分に該当しないとした。
急性毒性(経皮):	急性毒性推定値(ATEmix) >5,000 mg/kgのため、区分に該当しないとした。
急性毒性(吸入:気体):	区分に該当しない。(分類対象外)
急性毒性(吸入:蒸気):	有用な情報がなく分類できない。
急性毒性(吸入:粉じん及びミスト):	有用な情報がなく分類できない。
皮膚腐食性／刺激性:	コールタールナフサ: ウサギを用いた試験において、軽度から中等度の刺激性の報告があるため、区分2に該当する。 区分2に分類される成分が10%以上含まれているため、区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性:	コールタールナフサ: ウサギを用いた試験において、軽度から中等度の刺激性の報告があるため、区分2Aに該当する。 ナフタレン: ウサギを用いた試験の結果として弱い一時的刺激性(weak transient irritation)と記述されている(DFGOT vol.11 (1998))。又、ウサギに適用後2日目に6匹中1匹に軽度の虹彩炎、5匹に軽微な結膜発赤、2匹に軽度の結膜浮腫、角膜の異常はなく、全体のスコアは1.6で刺激性なし(non-irritant)と報告され(EU RAR (2003))、別の試験では7日以内に回復する軽度の刺激(mild ocular irritation)との報告(ATSDR (2003))もある。 以上の報告に基づき区分2Bに該当する。 眼区分2A及び2Bの成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分2Aとした。
呼吸器感受性:	有用な情報がなく分類できない。
皮膚感受性:	ナフタレン: ヒトで急性皮膚炎を再発する43歳の患者及び皮膚疾患のため検査を受けた患者598人中1人がそれぞれ皮内テストで陽性反応を示したとの報告があり(DFGOT vol.11 (1998))、又、ナフタレンに対するアレルギーの頻度は0.13%であるとの報告(DFGOT vol.11 (1998))があることにより区分1に該当する。なお、モルモットを用いた2種の皮膚感受性試験(Buehler test及びMaximization test)ではいずれも陽性率0%で陰性の結果が報告された(EU RAR (2003))が、両試験とも試験実施上で不備があるため、明確な結論を得るには疑問があるとしている(EU RAR (2003))。 区分1に分類される成分が1.0%以上含まれているため、区分1とした。
生殖細胞変異原性:	DBP: CERi・NITE有害性評価書 No.11(2004)の記述から、経世代変異原性試験、生殖細胞in vivo変異原性試験で陽性結果がなく、体細胞in vivo変異原性試験で陰性であることから区分に該当しないとした。
発がん性:	毒性において未知の成分が含まれているため、分類できないとした。 ナフタレン: IARCでグループ2B(IARC 82 (2002))に分類されていることから区分2に該当する。なお、ACGIHでA4(ACGIH (7th, 2001))、EPA(1998)でCBD(IRIS (2005))、EUでカテゴリ3(EU-Annex I (2005))、DFGで2(MAK/BAT(2004))、NTPでR(NITE総合検索 (2009))に分類されている。なお、ラットの2年間吸入ばく露による発がん性試験において、雌雄で呼吸器上皮腺腫と嗅覚上皮の繊維芽細胞腫の発生頻度の増加が認められ(NTP TR No.500(2000))、マウスの2年間吸入ばく露による発がん性試験では、雌で肺毒性及び細気管支腺腫の発生頻度の増加が認められたが、雄では腫瘍の発生増加はなかった(NTP TR No.410(1992))。 区分2に分類される成分が1.0%以上含まれているため、区分2とした。

生殖毒性:	<p>TCP: 妊娠6-18日のラットを用いた試験で「高用量では母動物の死亡率が増加したが、奇形頻度に有意な差は見られなかった」(EHC 110(1990))旨の記述がある。又、<math>\alpha</math>-体含有率 9%未満の調剤をラットに経口投与した試験で「精子形態異常の増加に用量依存性が見られ、生存児を産する雌の数が著しく減少した。一腹あたりの児数と児の生存能力が減少したが、発生への影響は見られなかった」(EHC 110(1990))旨の記述があり、一次文献(Toxicology, 46 (1987))を精査した結果、「雌雄親動物はいずれも臨床症状、体重低下を示さなかった」との記述があるので、区分1Bに該当する。</p> <p>DBP: CERi・NITE有害性評価書No.11(2004)の記述から、ラット及びマウスの生殖毒性試験でF0の生殖能低下、精巣の萎縮、精子生産能の低下、妊娠中期の流産、生産児数(率)の低下がみられ、又、ラット及びマウスの複数の催奇形性試験で児動物に奇形(外表奇形、骨格奇形)がみられ、更にラットでは次世代雄の精巣及び副生殖腺の発生異常がみられているが、親動物にも一般毒性がみられている、又は親動物への影響の記載なしであることから、区分2に該当する。</p>
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	<p>区分1Bに分類される成分が0.3%以上含まれているため、区分1Bとした。</p> <p>TCP: ヒト症例として「下肢の筋力低下から顕著な麻痺へ移行しやすく回復に時間がかかる。病理組織学的には軸索変性が見られるが、その個人差は大きい」(EHC 110(1990))旨の記述があるので、区分1(神経系)に該当する。なお、本物質(異性体混合物)としては動物データがない。最も有害性が強い<math>\alpha</math>-体についてのラットを用いた単回経口投与試験では、区分2のガイダンス値の範囲内で「脊髄の変性が見られた」(EHC 110(1990))との記述がある。</p> <p>DBP: 「上部気道粘膜への明らかな刺激性」(EU-RAR No.29 (2004))等の記述から、気道刺激性が示されるため、区分3(気道刺激性)に該当する。</p> <p>ナフタレン: ヒトへの影響で溶血性貧血が認められたとの複数の報告(ACGIH (7th, 2001)、EU-RAR (2003)、NTP TR500 (2000)、ATSDR (2003))があることから、区分1(血液)に該当する。又、ヒトで経口摂取により白内障発症の報告例(DFGOT vol.11 (1998))があり、かつ動物試験でウサギに経口投与(1,000~3,000 mg/kg)による所見として、白内障(ACGIH (7th, 2001))及び角膜混濁(DFGOT vol.11 (1998))の記載があることから、区分1(眼)に該当する。更に、マウスを用いた経口投与試験において、区分2のガイダンス値内(400 mg/kg)で、気管支上皮に肥厚、空胞化、剥離、壊死等の傷害が見られ、特にクララ細胞で特異的であった。気道に対する同様な影響はマウスに0.1~0.35 mg/Lを4時間吸入ばく露した場合にも認められている(DFGOT vol.11 (1998)、IARC 82 (2002)、EHC 202 (1998))ことから、区分1(気道)に該当する。</p> <p>区分1(神経系)に分類される成分が10%以上含まれているため、区分1(神経系)とした。</p> <p>区分1(血液、眼、気道)に分類される成分が1.0%以上、10%未満含まれているため、区分2(血液、眼、気道)とした。</p> <p>区分3(気道刺激性)に分類される成分が20%以上含まれているため、区分3(気道刺激性)とした。</p> <p>区分3(気道刺激性)と区分2(気道)を区分2(呼吸器系)に統合した。</p>
特定標的臓器毒性(反復ばく露):	<p>TCP: ヒト影響として「本物質(<math>\alpha</math>-体1%未満)の製造工場では下肢の永久麻痺となった労働者の発生例が報告されており、製造過程では6~10%の<math>\alpha</math>-体に暴露されていた」(環境省リスク評価第4巻(2005))との記述がある。動物については、<math>\alpha</math>-体をほとんど含有しない調剤によるラットを用いた3ヶ月間経口投与試験で「病理組織学的に影響は見られなかったため、短期的には有害性は低いと著者らは結論した」(EHC 110(1990))旨の記述があるが、<math>\alpha</math>-体を1%含有する本物質をラットに13週間強制経口投与又は混餌投与した試験では、いずれも「副腎皮質の細胞質空胞変性が用量依存的にみられる」(NTP TR433(1994))と記述されており、副腎への影響は区分2のガイダンス範囲内で見られた。<math>\alpha</math>-体の含有率で有害性は大きく異なると考えられるが、神経系については6~10%の<math>\alpha</math>-体に暴露されたヒト症例を優先し区分1(神経系)、区分2(副腎)とした。</p> <p>DBP: 実験動物について、「精細管の変性、間質の水腫」(CERi・NITE 有害性評価書No.11 (2004))の記述はあるが、生殖器に対する毒性は生殖毒性で分類しているため、精巣を標的臓器としてとらえるのは妥当ではない。「肝臓の萎縮及び带状壊死」(EHC 189 (1997))、「用量依存性のある鼻腔粘膜の表皮肥厚」(EU-RAR No.29 (2004))等の記述があることから、分類は、「区分2(呼吸器、肝臓)」とした。</p>

ナフタレン：ヒトへの影響で反復吸入暴露により溶血性貧血が認められたとの記述(DFGOT vol.11 (1998)、EU-RAR (2003))、職業吸入暴露例において角膜潰瘍、白内障が認められたとの複数の記述(ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol.11 (1998)、EU-RAR (2003)、NTP TR500 (2000))から区分1(血液、眼)に該当する。一方、動物試験ではラットに13週間吸入投与した試験(蒸気:6時間/日)で58 ppm/day(0.3 mg/L/day)の暴露で嗅上皮の基底細胞に過形成が見られた(EU RAR (2003))との報告があり、又ラット及びマウスを用いた2年間の吸入暴露試験(蒸気:6時間/日)で、10~30 ppm/day(0.052~0.16 mg/L/day)で鼻腔及び気道で上皮組織の過形成が両種共通で見られ、マウスでは肺の慢性的な炎症が認められた(NTP TR 410(1992):NTP TR 500(2000))ことから区分1(呼吸器)に該当する。

メチルナフタレン：1-メチルナフタレンと2-メチルナフタレンの混合物を2回/週の割合で30週間マウスの皮膚に塗布した試験において「肺胞蛋白症がみられた」(ATSDR(2005))旨の記述がある。肺胞蛋白症は区分2のガイダンス値範囲内で見られたので、区分2(肺)とした。

区分1(神経系)に分類される成分が10%以上含まれているため、区分1(神経系)とした。

区分1(血液、眼、呼吸器)に分類される成分が1.0%以上、10%未満含まれているため、区分2(血液、眼、呼吸器)とした。

区分2(肝臓、副腎)に分類される成分が10%以上含まれているため、区分2(肝臓、副腎)とした。

誤えん有害性:

本液中には、炭化水素成分を多く含み、動粘性率が $20.5 \text{ mm}^2/\text{s}$ ( $40^\circ\text{C}$ )以下のため、本液においては区分1とした。

## 12. 環境影響情報

生態毒性:

水生環境有害性 短期 (急性)

TCP: 魚類(ブルーギル)の96時間 $\text{LC}_{50}=0.15 \text{ mg/L}$ (環境省リスク初期評価、2003)から、区分1に該当する。

DBP: 魚類(アメリカナマズ)の96時間 $\text{LC}_{50}=0.46 \text{ mg/L}$ (EU-RAR、2004)他から、区分1に該当する。

コールタールナフサ: 甲殻類(オオミジンコ)の48時間 $\text{EC}_{50}=0.95 \text{ mg/L}$ から、区分1に該当する。

ナフタレン: 魚類(ニジマス)での96時間 $\text{LC}_{50} = 770 \text{ } \mu\text{g/L}$ (EHC 202, 1998)であることから、区分1に該当する。

【加算法】(毒性乗率×区分1)の成分合計が濃度限界(25%)以上のため、区分1とした。

水生環境有害性 長期 (慢性)

コールタールナフサ: 急性毒性区分1であり、急速分解性がないことから、区分1に該当する。

ナフタレン: 急性毒性区分1であり、急速分解性がないことから、区分1に該当する。

【加算法】((毒性乗率×10×区分1)+区分2)の成分合計が濃度限界(25%)以上のため、区分2とした。

残留性・分解性:

データなし

生体蓄積性:

データなし

土壤中の移動性:

データなし

オゾン層への有害性:

有用な情報がなく分類できない。

## 13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報:

- ・ 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。
- ・ 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・ 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
- ・ 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・ 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

海上輸送:	IMOの規制に従う。
航空輸送:	ICAO/IATAの規制に従う。
UN No.(国連番号):	3082
Proper Shipping Name(品名):	Environmentally Hazardous Substance, Liquid, n.o.s.(環境有害物質(液体))
Class(国連分類):	9
Packing Group(容器等級):	III
輸送又は輸送手段に関する 特別の安全対策:	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。
国内規制がある場合の規制情報:	
陸上輸送:	消防法等、該当法に定められた運送方法に従う。
海上輸送:	船舶安全法等、該当法に定められた運送方法に従う。
航空輸送:	航空法等、該当法に定められた運送方法に従う。
緊急時応急措置指針番号:	171 低、中程度の危険性物質

## 15. 適用法令

労働安全衛生法:	表示対象物質: コールタールナフサ、トリメチルベンゼン、ナフタレン、DBP、メチルナフタレン (法第57条、施行令第18条第1号別表第9) 通知対象物質: コールタールナフサ、トリメチルベンゼン、ナフタレン、DBP、メチルナフタレン (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
がん原性物質:	該当せず
濃度基準値設定物質:	該当せず
皮膚等障害化学物質:	りん酸リトリル、フタル酸ジ-n-ブチル、 メチルナフタレン、ナフタレン(特化則等) 危険物: 非該当(施行令 別表第1) 有機溶剤中毒予防規則: 第三種有機溶剤(コールタールナフサ) 特定化学物質障害予防規則: 第2類物質(ナフタレン) 危険物 第4類 第二石油類(非水溶性) 危険等級III
消防法:	危険物 第4類 第二石油類(非水溶性) 危険等級III
毒物及び劇物取締法:	非該当
化学物質排出把握管理促進法: (PRTR法)	該当 4成分
船舶安全法:	有害性物質【環境有害物質(液体)】 (危険物船舶運送及び貯蔵規則 第3条 告示別表第1)
航空法:	その他の有害物件 (航空法施行規則 第194条 告示別表第1)

## 16. その他の情報

### 参考文献等:

- 1) 独立行政法人 製品評価技術機構(NITE) GHS分類結果
- 2) JIS Z 7252:2019「GHSに基づく化学品の分類方法」
- 3) JIS Z 7253:2019「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
- 4) 許容濃度の勧告(2021)、日本産業衛生学会
- 5) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2021)
- 6) 株式会社 タセト 社内資料(原材料SDS)
- 7) 本データシートの最新版は、下記のホームページにてご確認ください。  
<株式会社タセトホームページ//<https://www.taseto.com>>

## 記載内容の取扱い

本データシートは、製品の安全性に関する要求事項を記載しています。

本データシートは、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、作成時点で当社の有する情報を取扱事業者へ提供するものです。取扱事業者は、この情報に基づいて、自らの責任において、適切な処置を講ずることが必要です。

従って、本データシートは、製品の安全を保障するものではなく、本データシートには記載されていない、当社が知見を有さない危険性及び有害性のある可能性があります。